

徳島県告示第十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第七項の規定により次のとおり公告する。

令和二年一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
株式会社ニッキーフ アーム	徳島市不動北町二丁目二二七六番地	徳島市国府町北岩延 字下川田一三番一ほか 三筆	三、三三八・〇〇
井内 章夫	阿波市市場町大俣字 久光八二番地一	阿波市市場町大俣字 貞久二八一番ほか十 二筆	八、七九〇・七一

二 認可年月日

令和二年一月十日